

ISMS 資格基準改定内容 (ISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020 の内容を考慮した変更点)

2020年3月1日に発行されたISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020の内容を考慮し、審査員補から審査員への格上げ時の審査実績の要件を変更します。

(ISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020:「追補1－情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項」)

現行資格基準 (AI130)	改定後の資格基準 (AI140)	ISO/IEC27006:2015/Amd.1:2020 の内容 (参考：正しくは原文をご確認下さい。)
<p>情報セキュリティマネジメントシステム「審査員」への格上げ申請前までに、情報セキュリティの全審査過程を経験していること。</p> <p>また、審査チームメンバーとして4回以上、かつ審査日数合計20日以上(現地審査日数合計14日以上)の実績を有すること。</p>	<p>当センター承認のISMS審査員フォーマル研修コース又は資格拡大コースを合格修了した後、<u>審査員への格上げ申請前5年以内に、情報セキュリティの審査を経験していること。</u></p> <p><u>この経験は“有効な審査実績”の現地審査日数の合計が10日間以上であること。</u></p>	<p>ISMS審査員として活動する職責を担う前に、ISMSの審査を経験している。</p> <p>この経験は、最低10日間のISMS現場審査によって得ており、かつ、過去5年間以内に実施したものでなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 審査実績は11項に定める“有効な審査実績”の要件を満たしていること。但し、そのうち25%までは必ずしもマネジメントシステムの全面的な審査でなくても良い。 審査期間中、審査チームに、適正な指導者が含まれており、格上げ該当者が指導・助言を受けられる環境にあること。 <p>なお、格上げ対象者が指導者と常に行動を共にし、著しく高い教育効果が得られる環境を実現している場合には、審査日数を最大二分の一まで軽減することができる。</p>	<p><u>最低1回のISMS初回審査(第二段階)又は再認証審査、及び最低1回のサーベイランス審査を経験していること。(注)</u></p> <p><u>審査チームに、“適正な指導者”(当センター登録ISMS主任審査員又はエキスパート審査員、若しくはこれと同等以上の力量レベルにある者)が含まれており、現地審査期間中、格上げ該当者が、その指導者から指導及び助言を受けていること。</u></p> <p>(注) <u>JIS Q 27001の簡条4以降の全簡条を対象として行った審査/監査は、“初回審査(第二段階)又は再認証審査”に該当するものとしてよい。</u></p> <p><u>システム機能の確認に意図した重みづけ(重点化)を行なっている審査/監査であり、システム全体を対象とした審査/監査プログラムの一環として実施されたものは、“サーベイランス審査”に該当するものとしてよい。</u></p>	<p>この経験は、最低1回のISMS初回審査(第一段階及び第二段階)又は再認証審査、及び最低1回のサーベイランス審査において、ISMS評価者による監視を受けた訓練中の審査員としての活動によって得ていなければならない。</p>